

第V部
国家統合の力学

地域・国家・エスニシティ

——太平洋島嶼フォーラムの地域紛争への対応——

キーワード：太平洋島嶼フォーラム、地域紛争、地域協力

小 柏 葉 子*

Region, State and Ethnicity:
Responses of the Pacific Islands Forum to Regional Conflicts

Key Words : Pacific Islands Forum, regional cooperation, regional conflict

OGASHIWA Yoko

The Pacific Islands Forum, set up in 1971, took until recently a non-interventionist stance to the conflicts in the region stemming from ethnic confrontation. For the Forum, regional cooperation had fundamentally been "responses to external pressure," such as joint protest against French nuclear testing, not "responses to internal pressure." The Forum regarded the conflicts as "domestic" ones and left them in the hands of each of the member states.

During the 1980s, the Forum consistently maintained this stance. It was the military intervention of Papua New Guinea that brought to an end the secessionist struggle in Vanuatu. Similarly, the political crises in Fiji caused by the coups were maneuvered by the political actors in Fiji, while the forum made only a superficial proposal to send a mission.

However, two conflicts that took place in 2000 changed the stance of the Forum. Following the coup in Fiji, another one occurred in the Solomon Islands, the combined effect of which was to give a great shock to the Forum members. The Forum realized that the conflicts were "regional" ones that affected the other regional states, not only the states concerned. Based on the results of various meetings, the Forum eventually adopted the "Biketawa Declaration" at its annual meeting in October 2000. The Declaration defined the guiding principles and courses of actions to be taken by the Forum in case of intervention in regional conflicts.

Does this mean that the fundamental character of the Forum's regional cooperation, "responses to external pressure," has changed?

In considering this question, it is important to note that economic factors have influenced the Forum's treatment of the conflicts as "regional" ones. Because of increasing regional economic interdependence, political crises in Fiji and the Solomon Islands - trade partners and important shipping ports in the region - also affected other Pacific Island countries economically. While this is an "internal pressure" issue, "external pressure" also played a significant role in influencing the Forum. The Forum, which used to enjoy trade preferences, is now having to confront global trade liberalization and so has tried to promote trade liberalization on a regional basis. Political crises in Fiji and the Solomon Islands might give an adverse impression that the region is inappropriate as a market for trade and investment. The fundamental nature of the Forum's regional cooperation has still remained - the Forum's interventionist position with regard to regional conflicts was one that was considerably influenced by the "responses to external pressure," namely global trade liberalization.

* 広島大学平和科学研究中心

1. はじめに	4. フォーラムの変化
2. フォーラムの地域紛争への対応①—80年代	4.1 東京における会談
2.1 ヴァヌアツ独立紛争	4.2 フォーラム地域安全保障委員会会議
2.2 フィジーのクーデター	4.3 フォーラム経済閣僚会議
3. フォーラムの地域紛争への対応②—00年代	4.4 フォーラム外相会議
3.1 フィジーのクーデター	4.5 フォーラム年次会議
3.2 ソロモン諸島のクーデター	5. むすびとして

1. はじめに

南太平洋地域における紛争は、地域各国の内部に存在するエスニックな対立に起因するものが、その大半を占めると言ってよい。こうした地域紛争に対して、太平洋島嶼諸国とオーストラリア、ニュージーランドで構成されている地域協力組織の太平洋島嶼フォーラム（Pacific Islands Forum. 以下、フォーラムと略。旧名は南太平洋フォーラム =South Pacific Forum）は、1971年の成立から長い間にわたり、それが国内問題であるという観点にたって、原則的には介入しないという立場をとってきた。

フォーラムは、元々、フランス領ポリネシアで行われていたフランスの核実験に對し、共同で抗議することを主目的に、西サモア（現サモア）クック諸島、ナウル、トンガ、フィジーの太平洋島嶼5カ国がイニシアティブをとり設立したものであり、フランスの核実験という外的圧力への対応として開始された地域協力組織であった¹⁾。したがって、フォーラムの基本的な性格は、本来、地域の外から加えられた圧力に対して共同で立ち向かうという「外圧対応型の地域協力」であり、地域の中に存在する問題をめぐって協力、結束するというものではなかったと言うことができよう。とりわけフォーラムの主翼を担う太平洋島嶼諸国は独立して間もない脆弱な極小国であったがゆえに、主権への介入には敏感であり、各国のエスニックな問題に対して、フォーラムが「内圧対応型の地域協力」を展開し関与してくることは概して望まなかつたのである。エスニックな問題はあくまでも国家で処理する「国内紛争」であり、地域はそうした問題には介入しないという不文律がそこには存在していたと言えよう。

しかし、2000年になると、フォーラムは、地域紛争に対するそれまでの非介入の

1) フォーラムの成立については、[小柏 1988; 1992] を参照のこと。

立場から、積極的に関与する姿勢に転じ、同年10月のフォーラム年次会議において、地域紛争に介入する際の指導原理と行動手順を定めたビケタワ宣言（Biketawa Declaration）を採択するに至る。これは、はたして、フォーラムの「外圧対応型の地域協力」という基本的性格が変化したことを意味するのだろうか？

本稿は、フォーラムの地域紛争へのそうした対応の変化を明らかにし、それがフォーラムの基本的性格にとって、どのような意味を持っているのか考察しようと試みるものである。

2. フォーラムの地域紛争への対応 ① ——80年代

2.1 ヴァヌアツ独立紛争

南太平洋フォーラム時代の地域紛争に対する対応の例として、ここでは、80年代に発生した2つの紛争へのフォーラムの対応をあげることにしたい²⁾。その1つは、1980年に発生したヴァヌアツの独立紛争への対応である。

英仏両国による共同統治の下でニュー・ヘブリディスと称していたヴァヌアツでは、使用する言語によって、住民は、大きく英語系住民（anglophone）と仏語系住民（francophone）とに分かれていた。1979年11月に行われた総選挙で勝利をおさめたのは、英語系住民を中心とし、独立推進の立場を取るヴァヌアスク党（Vanua'aku Pati）であった。翌1980年4月、ヴァヌアスク党政権は、7月末に独立を達成すると発表したが、フランス人入植者や仏語系住民らは、英語系住民を基盤とするヴァヌアスク党政権に対し反発を強めた [Van Trease 1995: 45]。

5月になると、サント島やタンナ島において、反ヴァヌアスク党政権を標榜するフランス人入植者や仏語系住民らによる分離独立運動が激しさを増すようになった。警察署や政府の出先機関が襲撃され人質が取られるといった事態に、ヴァヌアスク党政権のリニ（Walter Lini）主席大臣は、統治国である英仏両政府に対し、軍による分離独立運動の鎮圧を要請した。英仏両政府はともにヴァヌアツに軍を派遣し駐留させたが、それ以上、分離独立運動の鎮圧に向けて積極的に行動を起こそうとはせず、事態は膠着した [Ibid.: 45-49]。

独立とともにフォーラムへの加盟が予定されていたヴァヌアツのこうした紛争を

2) 南太平洋地域における紛争としては、その他代表的なものとして、パプアニューギニアのブーゲンビル紛争をあげることができる。

めぐって、フォーラムは、ヴァヌアツ独立が目前に迫った7月半ばにキリバスで開催した年次会議において、フォーラムとしての対応を協議した。実は、その前月の6月に、パプアニューギニアのレヴィ（Noel Levi）外務・貿易相は、フォーラム合同軍の設置とヴァヌアツへの合同軍の派遣を提案していた [Papua New Guinea Ministry of Foreign Affairs and Trade April 1982: 46]。パプアニューギニアは、同じメラネシアに属するヴァヌアツへの連帯感に加え、英仏両政府には統治国として紛争解決へ向けての責任を果たす意欲がないとみたと言えよう。しかし、他のフォーラム諸国は、パプアニューギニアの提案に賛成を示さなかった。

太平洋島嶼諸国の中で、パプアニューギニアと並んで常設軍を有していたフィジーは³⁾、マラ（Kamisese Mara）首相が国連からの要請があれば軍を派遣する用意があると述べたが、フォーラムが紛争に直接介入することには否定的態度を示した [Pacific Islands Monthly (以下、PIMと略) 1980: 17; Papua New Guinea Ministry of Foreign Affairs and Trade April 1982: 51]。また、太平洋島嶼諸国に比べ圧倒的な軍事力を持ち、設立されればフォーラム合同軍の主力を担うことになると思われるオーストラリア、ニュージーランド両国は、フォーラム合同軍が実質的には両国による太平洋島嶼諸国への干渉と取られることを危惧し、ヴァヌアツの独立紛争は、統治国である英仏両政府の責任によって解決されるべきであるという見解を示した [MacQueen 1988: 240-241]⁴⁾。

結局、フォーラム合同軍を設置するという案は採用されず、英仏両政府に対し、予定通りヴァヌアツを独立させ、分離独立運動を直ちに終結させるよう求める決議が、フォーラム年次会議において採択された。フォーラムは、ヴァヌアツの独立紛争を解決するのは統治国である英仏両政府であり、自らの役割は英仏両政府がその責任を果たすのを注意深く見守ることとして、ヴァヌアツの独立紛争には介入しない姿勢を明らかにしたのである [PIM 1980: 17]。

しかしながら、ヴァヌアツの独立紛争を最終的に終結させたのは、英仏両政府ではなかった。フォーラム年次会議終了後まもなく、リニ主席大臣は、分離独立運動の鎮圧に乗り出さない英仏両軍をヴァヌアツ独立とともに撤退させる方針を示し、かわってフォーラム合同軍設置を提案したパプアニューギニアに軍の派遣を要請した [Papua New Guinea Ministry of Foreign Affairs and Trade April 1982: 51]。

3) 太平洋島嶼諸国では、他に、トンガも約100人程度の常設軍を保有していた。

4) ただし、オーストラリアは、ヴァヌアツに対し、独立後、分離独立運動鎮圧のために兵站業務の支援を行うことを約束していた [Van Trease 1995: 51]。

これを受け、ヴァヌアツの独立達成後、パプアニューギニアはヴァヌアツに軍を派遣し、分離独立運動を鎮圧して紛争を終結させた。フォーラムが非介入の立場を取ったヴァヌアツの独立紛争は、こうしてパプアニューギニア単独の軍事介入によって解決に至ったのである。

2.2 フィジーのクーデター

南太平洋フォーラム時代に取られた地域紛争への対応のいま1つの例として、1987年に起きたフィジーのクーデターへの対応をあげることができる⁵⁾。

1970年にイギリスから独立を果たしたフィジーは、先住のフィジー系住民と移住者の子孫であるインド系住民との2大エスニック・グループを抱えていた。1987年4月、独立以来、政権の座を保ってきたフィジー系住民を支持基盤とし、マラを党首とする同盟党（Alliance Party）が総選挙で敗れ、新たに労働組合を支持基盤とするフィジー労働党（Fiji Labour Party）とインド系住民を支持基盤とする国民連合党（National Federation Party）による連立政権が形成された。新政権の首相には、フィジー労働党党首でフィジー系のバヴァンドラ（Timoci Bavadra）が就任したが、閣僚の約半数がインド系で占められていたため、同盟党を支持するフィジー系住民は連立政権に対して反発を示した。これらフィジー系住民は、タウケイ運動（Taukei Movement）⁶⁾と呼ばれる反連立政権運動をフィジー各地で展開し、フィジー系住民の伝統的権利を主張して、連立政権を非難した[*Islands Business*（以下、IBと略）1987a: 14-15]。

タウケイ運動が高まりを見せる中、同年5月に発生したのが、軍事クーデターであった。国会議事堂内にいたバヴァンドラ首相をはじめ、連立政権の閣僚や議員たちを拘束したフィジー系のランブカ（Sitiveni Rabuka）中佐は⁷⁾、憲法の停止を宣言し、自らを議長とし、マラ元首相ら同盟党関係者、およびタウケイ運動関係者による全員フィジー系で構成された臨時閣僚評議会の設置を表明した。さらに、土地所有権といったフィジー系住民の伝統的権利⁸⁾の絶対化とフィジー系に有利な議席配分への変更などを中心とした憲法の改定を行う予定であることも明らかにし

5) 1987年のフィジーのクーデターについての研究は数多い。さしあたって、[Howard 1991; Lal 1992; 小柏 1993] を参照のこと。

6) タウケイとは、フィジー語で、「先住民」、「所有者」を意味する。

7) フィジー軍は、ほぼ100パーセント近く、フィジー系で占められていた。

8) フィジーの土地は、その約82パーセントがマタンガリ（mataqali）と呼ばれるフィジー系住民の伝統的共同体の所有地であり、こうした土地の売買は憲法によって禁止されていた。

た [*Fiji Sun* 1987]。

だが、ガニラウ (Penia Ganilau) 総督は、ランブカ中佐が設置した臨時閣僚評議会を認めず、議会の解散を宣言し、新たな総選挙まで自らを首班とした顧問評議会によって事態の収拾に努めることを発表した。顧問評議会には、ランブカ中佐、およびマラ元首相ら同盟党関係者、解放されたバヴァンドラ前首相ら連立政権関係者が指名されたが、連立政権関係者は、同盟党関係者が人数的に上回っていることを不満として、顧問評議会への参加を拒否した。こうして顧問評議会に連立政権関係者を欠いたまま、フィジーは、クーデター後の事態の正常化を目指し模索した。

南太平洋地域初の軍事クーデターとなったこのフィジーの事件は、フォーラムに大きな衝撃をもたらした。フィジーはフォーラム設立にあたって大きな役割を果たした創設メンバーであり、またフォーラムの事務局である南太平洋経済協力機構 (South Pacific Bureau for Economic Cooperation)⁹⁾ がフィジーの首都スヴァにおかれていたことも、フォーラムの衝撃を大きなものにしたと言える。

しかしながら、この問題をめぐる太平洋島嶼諸国とオーストラリア、ニュージーランド両国の姿勢には、温度差があった。それは、事件の約2週間後に西サモアで開催されたフォーラム年次会議において、明らかになる。

フィジーのクーデターをフォーラム年次会議において正式議題としてとりあげることに反対した太平洋島嶼諸国は、これはフィジーの国内問題であるとして、問題の解決はフィジー次第であり、外部から介入すべきではないという姿勢を示した [Howard 1991: 280-281; PIM 1987: 17]。特に、サブリージョナルな枠組みであるメラネシア・スピアヘッド・グループ (Melanesian Spearhead Group)¹⁰⁾ を構成しているパプアニューギニア、ソロモン諸島、ヴァヌアツのメラネシア諸国は、フォーラム年次会議の直前に開いたグループの年次会議において、問題の解決には外部から介入せずにフィジー自身に委ねるべきであるという考えを明らかにしており [IB 1987a: 18]、介入には強い反対を示した。

フィジーの場合、「移住者」であるインド系が半数を占めているバヴァンドラ政権に対して太平洋島嶼諸国が共感を抱いていなかったことも [Howard 1991: 280]、こうした太平洋島嶼諸国の姿勢を強めることにつながったと言えよう。フォーラム

9) 1988年にフォーラム事務局 (Forum Secretariat) に改組された。

10) 1986年にメラネシア3カ国の首脳会議が開催され、1988年に正式に協定書を取り交わし、現在の名称になった。その後、1990年には、ニューカレドニアのカナク社会主義民族解放戦線 (Front de Libération Nationale Kanak et Socialiste)、1996年にはフィジーが加盟した。

年会議に赴いたバヴァンドラ政権の代表は、フィジーの代表として認知されず、フォーラム加盟国首脳と正式に会談する機会を得ることができなかつた。また、バヴァンドラ政権の代表は、議場外でロビー活動を行い、フィジーに対する貿易制裁の発動や地域平和維持軍の派遣をフォーラム加盟国に訴えたが、これに支持を得ることもできなかつた [Ibid.: 281]。

一方、事件発生直後にクーデターを非難し、バヴァンドラ政権のみがフィジーの正統な政権であるという姿勢を打ち出していたオーストラリアとニュージーランド両国は、ガニラウ総督によって設けられた顧問評議会で外交顧問職に就いたマラがフィジーの代表としてフォーラム年次会議に出席しようとする動きを阻止するなど [Ibid.: 279-280; IB 1987b: 8]、介入に意欲があるところを見せていた。ヴァヌアツ独立紛争の場合と異なつて、配慮を払わなければならない統治国が存在しないこと、また軍事介入は考えられていなかつたこと、さらにこれは何よりも選挙で選ばれた政権を転覆させた非合法的軍事クーデターであったところから、オーストラリアのホーク (Bob Hawke) 首相は、主権独立国家の内政に干渉するつもりはないが、オーストラリアは地域の安定に真の、かつ正当な利害を持っていると述べ [Howard 1991: 279-280]、事態の收拾にオーストラリアは役割を果たすという考えを示唆した。だが、同時に、両国は、ヴァヌアツ独立紛争の際と同じく、両国が「地域大国」としてふるまつていると太平洋島嶼諸国から反発を受けることは回避したいと考えていた [Ibid.: 281]。

介入に反対な太平洋島嶼諸国、介入に意欲はあるが太平洋島嶼諸国からの反発を恐れるオーストラリア、ニュージーランド両国の妥協点として出てきたのが、西サモアのエフィ (Tupuola Efi) 副首相によって提案されたフォーラム使節団のフィジー派遣であった [PIM 1987: 17]。ホーク首相を団長とし、ソロモン諸島のアレブア (Ezekiel Alebua) 首相、南太平洋経済協力機構のナイサリ (Henry Naisali) 事務局長をメンバーとするフォーラム使節団が、ガニラウ総督が受け入れを認めればという条件付きで、フィジーに赴き問題解決に向けて関係者と協議を行うことが、フィジーのクーデターに憂慮を表したフォーラム年次会議の最終声明の中にもり込まれた。

だが、ガニラウ総督がフォーラム使節団の受け入れを拒絶すると、フォーラムはそれ以上の行動をとろうとはしなかつた。太平洋島嶼諸国はもとより介入を好んでおらず、ガニラウ総督の拒絶を見越して [Ibid.]、名目的にフォーラム使節団を派遣する案に同意したのであり、フォーラムとしてそれ以上の行動をとろうという意

志はなかったからである。オーストラリア、ニュージーランド両国も、太平洋島嶼諸国から反発を受けてまで、フォーラムとしての行動を起こすさらなる提案はしなかった。

その頃、フィジーでは、ガニラウ総督を中心に、事態の収拾に向けての努力が続けられていた。ガニラウ総督は、憲法再検討委員会を設置し、クーデターで焦点となった憲法改定問題に関する議論に着手した。そして、憲法再検討委員会が提出した答申に基づき、9月には、同盟党関係者、連立政権関係者両者等分に構成される国家評議会を設立することで、マラ元首相、バヴァンドラ前首相と合意に達した。

しかし、ランブカ中佐は連立政権関係者を含んだ国家評議会の設立に反発し、その直後に、再度クーデターを起こし、国家評議会の設立を阻止した。さらに、フィジーの英連邦からの離脱を宣言したため、ガニラウ総督は法的根拠を失って辞任し、ランブカ中佐がフィジーの実権を握ることになった。

この第2次クーデターに対し、フォーラムは、公式には反応を示さなかった。太平洋島嶼諸国は、国内問題の解決はフィジーに委ねればよいとしてランブカ軍事政権を容認し、オーストラリア、ニュージーランド両国も、クーデターを非難しながらも、同政権を事実上フィジーの政権として認めたためである [Howard 1991: 326-327]。

フィジーの2度にわたるクーデターに対するフォーラムの対応は、太平洋島嶼諸国に介入の意志がないことから、フォーラム使節団派遣という名のみの介入案を提示するにとどまり、実質的には行動を起こすことなく終わったのだった。

3. フォーラムの地域紛争への対応 ②——00年代

3.1 フィジーのクーデター

80年代には、地域紛争に対し何らかの具体的行動を起こすことはなかったフォーラムは、2000年に発生した2つの地域紛争をきっかけにそうした対応を変化させる。きっかけとなった紛争の1つは、2000年に再びフィジーで勃発したクーデターであった。

1987年の2度目のクーデター後、ランブカから政権を任せられたマラは、独立時に制定された憲法を廃して、首相はフィジー系に限るなどの条項を含み、内外から差別的と批判された新たな憲法の制定を行った [Alley 1997: 248]。1992年

には、新憲法に基づいた総選挙が実施され、ランブカを党首とした先住民党 (Sogosogo ni Vakavulewa ni Taukei) が勝利を収めた。フィジー人党は1994年の総選挙でも勝利し、ランブカ政権が続投したが、同政権は、内外からの高まる批判に憲法の再検討を行わざるをえなくなった [Ibid.: 247-248]。

1997年、ランブカ政権は、首相はフィジー系に限るとした条項を削除するなどし、多民族共存を目指した新たな憲法を制定した。この憲法に基づき、1999年に行われた総選挙で勝利を収めたのは、インド系のチョードリー (Mahendra Chaudhry) が率いるフィジー労働党であった。フィジー系を指導者とする他2つの政党と連立政権を形成したチョードリー政権は、閣僚の約3分の2がフィジー系で占められていたものの、フィジー独立以来、初のインド系首相を擁する政権となった。

だが、翌2000年5月、フィジー系で国営企業の元役員だったスペイト (George Speight) 率いる武装集団がクーデターを決行し、チョードリー政権は崩壊する。国会議事堂を占拠し、チョードリー首相以下、連立政権の閣僚たちを拘禁したスペイトらは、チョードリー首相の解任、マラ大統領¹¹⁾の辞任、フィジー系住民の権利を保障した憲法の制定などの要求を掲げ、これらの要求が受け入れられないかぎり、人質は解放しないと発表した [IB 2000a: 16; PIM 2000a: 30]。

クーデター発生から約1週間後、マラ大統領は、チョードリー首相と内閣の解任、および国会の6ヶ月間休会を宣言し、あわせて憲法改定の意向を明らかにした。さらに、スペイトらクーデターを起こした者たちを罪に問わないことを示唆したが、自身の大統領職辞任は拒否した。スペイトらはこれを不服とし、また連立政権側もチョードリー首相と内閣の解任は受け入れられないとして反発した [PIM 2000a: 30-31; 2000b: 34-35; IB 2000a: 16; 2000b: 28-31]。

ちょうど同じ頃、フォーラムは、フィジーのクーデターに関し、ナカムラ (Kuniwo Nakamura) 議長¹²⁾の名による声明を発表した。ナカムラ議長からマラ大統領にあてた書簡の形式をとる声明の中で、クーデターは、「フィジーの民主的に選出された政府に対する、ある人々の不法な行為」と表現されており [Forum Secretariat 2000a]、前回1987年のクーデター時の声明に比べ、フォーラムがクーデターを非難する立場を取ることが明確に示されていた。さらに、声明は、問題の解決にあたっては、「よい統治(グッド・ガバナンス)、民主主義、法の支配、紛争の平和的解決」というフォーラム諸国が支持する指導原理が重要であると指摘していた [Ibid.]。

11) マラは、1994年に大統領に就任していた。

12) フォーラム議長は加盟国による持ちまわりであり、ナカムラ議長は、パラオの大統領であった。

これらの指導原理は、フォーラムが1997年の年次会議で採択した地域安全保障協力をうたったアイトゥタキ宣言（Aitutaki Declaration）の中であげられていたものであり、フォーラムが地域紛争の解決に一定の方針を提示しようと試みていることを表していた。しかしながら、問題の解決そのものに関しては、フィジー自らの手にかかっているとされており、フォーラム自身が問題解決にのりだそうという意向は示されなかった [Ibid.]。

その4日後、事態は急展開する。スペイトとの交渉が難航し、事態が膠着する中、マラ大統領はついに大統領職を辞任し、代わって、フィジー軍のバイニマラマ（Frank Bainimarama）司令官が戒厳令を発して軍事暫定政権を樹立したのである。バイニマラマ司令官は、憲法の破棄を宣言し、軍事暫定政権の首相にナイラティカウ（Epeli Nailatikau）元司令官を任命した。

事態の急展開を受けて、フォーラムは、急遽、レヴィ（Noel Levi）事務局長の声明を発表した。声明は、フィジーにおける戒厳令の布告を秩序維持と正常に戻るための移行局面とみなすべきであるとし、フィジーに対する制裁措置はフィジーの無辜の人々に多大な影響を与えるとして、制裁措置の発動を検討している国々や諸組織に対し抑制を求めていた [Forum Secretariat 2000b]。フォーラムはバイニマラマ司令官による軍事暫定政権の樹立をフィジー自らによる問題解決に向けての努力と位置づけ、それに対する外部からの介入を牽制しようとしたのである。4日前に出されたナカムラ議長の声明と同じく、そこにはフォーラム自身が問題解決に関与しようという意志は示されていなかった。この時点では、フォーラムの地域紛争に対する対応は、従来通り、非介入の立場をとっていたと言うことができるであろう。

その後、バイニマラマ軍事暫定政権は、スペイトと交渉を重ね、7月初旬、ムアニカウ合意（Muanikau Accord）と呼ばれる合意文書に署名するにいたった。ムアニカウ合意に基づき、チョードリー前首相ら人質は解放され、スペイトらは罪に問われることなく¹³⁾、武器を引き渡して立てこもっていた国会議事堂から退去した。

7月下旬には、同じくムアニカウ合意に基づいて、首長大会議（Great Council of Chiefs）¹⁴⁾がイロイロ（Josefa Iloilo）前副大統領を大統領に、ガラセ（Laisenia

13) その後、スペイトは、イロイロ大統領の生命を脅かしたとして軍に逮捕され、クーデターによる反逆の罪に問われた。2001年8月末の総選挙の際には、拘置所から立候補し当選したが、登院できず失職した。2002年2月、スペイトは死刑判決を受けたが、イロイロ大統領によって終身刑に減刑された。

14) 伝統的フィジー人指導者層を代表する組織で、大統領任命権を持つ。

Qarase) 元フィジー開発銀行総裁を首相に任命し、文民暫定政権が発足した。5月のクーデター以来続いたフィジーの政治危機は、こうしてフォーラムによる介入はないまま、フィジー自身によってとりあえず収拾されたのだった。

3.2 ソロモン諸島のクーデター

しかし、フォーラムにとって、フィジーのクーデターは、それだけにとどまらない大きな意味を持つことになった。フィジーのクーデター発生からおよそ2週間後、ソロモン諸島においてもクーデターが勃発したからである。

事の発端は、1998年末にさかのぼる。ソロモン諸島の首都ホニアラのあるガダルカナル島において、ガダルカナル革命軍（Guadalcanal Revolutionary Army）（ガダルカナル解放軍（Guadalcanal Liberation Army）とも称する）と称する地元ガダルカナル島民による武装集団がガダルカナル島に多数居住するマライタ島出身者を襲撃するという事件が発生した。ガダルカナル島に移り住んだマライタ島出身者は、土地を占拠して集落を形成するとともに¹⁵⁾、公務員などの職を多く占めたため、ガダルカナル島民が反感を募らせていたことが、その背景にあったと言われている [IB 1999: 18]。

自身はマライタ島出身者であるウルファアル（Bartholomew Ulufa'alu）首相は、事態の収拾を図ろうと試みたが、ガダルカナル革命軍によるマライタ島出身者への襲撃は止まなかった。殺害や誘拐、家を焼かれるなどの被害を受けたマライタ島出身者は、国際赤十字委員会が設けた難民キャンプに避難し、その多くはガダルカナル島での生活を断念し、マライタ島への帰還を余儀なくされた。

1999年6月、ピタカカ（Moses Pitakaka）総督によって、ついに非常事態宣言が発せられ、ウルファアル首相も政府自らによる紛争の解決を断念し、ソロモン諸島が加盟する英連邦に紛争の調停を依頼した。英連邦は、フィジーのランブカ前首相を特使に任命し、ガダルカナル革命軍改めイサタンブ解放運動（Isatabu Freedom Movement）（イサタンブ自由戦士団（Isatabu Freedom Fighters）とも名乗る）と称するようになったガダルカナル島民による武装集団との交渉に当たらせた。そして、6月末には、ランブカ特使の仲介により、土地問題の調査や武装集団の解散などをもりこんだホニアラ和平合意（Honiar Peace Accord）がウルファアル首相、ガダルカナル州知事、マライタ州知事の間で取りかわされた。

15) マライタ島出身者の多くは、すでに地代を支払っており、ガダルカナル島民との間では土地使用権については合意ができていたと言われている [Fry 2000]。

だが、ホニアラ和平合意採択後も、暴力行為が続いたため、英連邦は、再度、ランブカ特使をソロモン諸島に派遣し、新たにホニアラ和平合意の履行監視を目的としたパナティナ協定 (Panatina Agreement) が結ばれた。パナティナ協定に基づき、同年10月には、フィジーとヴァヌアツの警察官からなる多国籍警察援助グループ (Multinational Police Assistance Group) がソロモン諸島に派遣され、武器の回収などホニアラ和平合意の履行監視に当たった。

しかしながら、紛争はなかなか解決しなかった。2000年1月、イサタンブ解放運動に対抗して、マライタ島民、およびマライタ島出身者によって、マライタ・イーグル・フォース (Malaita Eagle Force) という武装集団が結成され、武力紛争はいっそう激しさを増すようになったのである。その後、相次いで和平会談が開催されたが、成果をあげることはできず、ウルファアル首相は、同年5月、オーストラリア、および多国籍警察援助グループに警察官の派遣を要請した。

その直後に起きたのが、フィジーのクーデターであった。フィジーによる多国籍警察援助グループの派遣は不可能になり、ランブカ特使による紛争調停のためのソロモン諸島訪問も中止になった。

そしてフィジーのクーデター発生からおよそ2週間後、ソロモン諸島においてもクーデターが勃発する。マライタ・イーグル・フォースやマライタ島出身の警察官らが、ウルファアル首相とラプリ (John Lapli) 総督を拘束し、ホニアラの警察署などを占拠したのである。マライタ・イーグル・フォースを代表して、政治家で弁護士のノリ (Andrew Nori) は、紛争に明確な対応を行わなかった政府の過失を非難し、イサタンブ解放運動の襲撃によって被害を受けたマライタ島出身者に政府が補償を行うよう要求し、ウルファアル首相を退任に追いこんだ [PIM 2000c: 12]。

ソロモン諸島のクーデター勃発に対して、フォーラムは、フィジーの場合と同じく、ナカムラ議長名による非難声明を発表した [Forum Secretariat 2000j]。しかし、それだけにとどまらず、これ以降、フォーラムはより明確な形で介入を志向し始めていくことになる。

フォーラムは、地域紛争非介入の立場から、それまで約1年半にわたって続いてきたソロモン諸島の紛争に対し、特別な反応を示さずにきた。しかし、フィジーにおけるクーデター勃発に続いて起きたソロモン諸島のクーデターは、そうしたフォーラムの姿勢に強い揺さぶりをかけたと言える。フィジーとソロモン諸島で相次いで発生したクーデターに、フォーラムは、次節で述べるように、ついに地域紛争非介入の立場を転換せざるを得なくなるのである。

フィジーにおけるクーデターの「模倣」とも報じられた[Fry 2000: 295] ソロモン諸島のクーデターは、紛争解決に無力な政権を交替させるというマライタ・イーグル・フォースの要求通り、その後6月末に緊急議会が開催され、ソゴヴァレ野党党首（Mannaseh Sogovare）が首相に選出されたことによって、ひとまず幕を閉じた¹⁶⁾。この事件は、フィジーのクーデターとともに、フォーラムの地域紛争に対する姿勢を大きく振り動かす契機になったのだった。

4. フォーラムの変化

4.1 東京における会談

ソロモン諸島でクーデターが発生した3日後、東京で日本の小渕前首相の葬儀が営まれ、フォーラム諸国のうち9カ国の首脳が葬儀に参列した¹⁷⁾。図らずも日本において、フィジーおよびソロモン諸島のクーデター発生後、初めて顔を合わせることになったフォーラム諸国首脳は、森首相との会談の席で、両事件について議論したほか [外務省 2000]、首脳間でも意見の交換を行った。

その結果、フィジーおよびソロモン諸島の状況を憂慮し、武力行使による政権の変化に遺憾の意を示し、人質の即時解放と立憲民主主義および正常化への即時復帰を願うことで、フォーラム諸国首脳の見解は一致した。さらに、民主的政府と正常化への復帰に向けての当該国当局の努力に支援を提供したいという強い希望も示された。ただ、基本的には、危機の解決はフィジーとソロモン諸島に委ねるとされ、従来の地域紛争非介入の姿勢からフォーラムが踏み出そうという明確な意向は示さ

16) 7月末には、オーストラリアとニュージーランドの仲介により、イサタンブ解放運動とマライタ・イーグル・フォースとの和平交渉が開始され、8月には停戦に合意、さらに10月には、イサタンブ解放運動、マライタ・イーグル・フォース、ソロモン諸島政府、ガダルカナル州、マライタ州の各代表によってタウンズヴィル和平協定（Townsville Peace Agreement）が調印された。以上、タウンズヴィル和平協定調印にまでいたる動きについては、小柏 [2002] を参照のこと。なお、ソロモン諸島の紛争は、タウンズヴィル和平協定調印後も終結せず、2003年6月のフォーラム外相会議では、ビケタワ宣言にのっとり、オーストラリア、ニュージーランド、トンガ、フィジー、パプアニューギニアの軍、警察からなる治安部隊と文民の派遣が決定され、7月にソロモン諸島地域支援団（Regional Assistance Mission to Solomon Islands）として派遣が行われた。

17) 参列したのは、フォーラム議長国であるパラオ、パプアニューギニア、ツヴァル、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、オーストラリアの各首脳、ニュージーランド（副首相）、サモア（閣僚）、トンガ（州知事）であった。

れなかった [Forum Secretariat 2000j]。

しかしその中にあって注目されたのは、フォーラムが、国際社会に対し、無辜の犠牲者を不必要に罰するような対応を慎むように求めた文脈の中で、フィジー・ソロモン諸島を輸送経由港として用いている他の太平洋島嶼諸国をそうした犠牲者として言及していた点であった [Ibid.]。それまでフォーラムは、各国内部のエスニシティに起因する紛争を「国内紛争」とみなす立場をとってきた。だが、ここで初めて、フォーラムは、それが当該国一国内のエスニックな対立にとどまらず、他の太平洋島嶼諸国の経済にも影響を及ぼす「地域紛争」であるという認識を示したのである。フィジーおよびソロモン諸島と連続して発生したクーデターを前にして、紛争に対する非介入の姿勢にこそ変更は見られなかつたが、紛争そのものに対するフォーラムの認識には、明らかに変化が生じていたことがここから読み取れるであろう。

4.2 フォーラム地域安全保障委員会会議

フォーラムにとって、次にフィジーおよびソロモン諸島のクーデターについて協議する機会となったのは、7月に開催されたフォーラム地域安全保障委員会会議であった。

フォーラム地域安全保障委員会は、本来、資金洗浄（マネー・ロンダリング）、麻薬や武器の密輸といった犯罪に対する地域での法の執行に関して、警察、税関、法務など関係官僚の意見交換の場として1992年に設けられたものであった。1997年に採択された地域的安全保障協力の指導原理をもりこんだアイトゥタキ宣言の履行を目指して、フォーラム地域安全保障委員会は、クロコーム（Ron Crocombe）南太平洋大学名誉教授に、地域の安全保障問題に関して報告書の取りまとめを依頼し、2000年6月にスヴァのフォーラム事務局において、クロコーム報告書に関する討議を中心議題とした会議を開催する予定であった。しかし、同年5月に発生したフィジーのクーデターのため、会議は延期され、開催地をヴァヌアツの首都ポートヴィラに変更して、7月に改めて行われたのである。

会議で示されたフィジーおよびソロモン諸島のクーデターに対する反応は、東京での首脳会談よりも、いっそう危機感を鮮明にしたものであった。ヴァヌアツのソペ（Barak Sope）首相は、開会演説の中で、フィジーおよびソロモン諸島が深刻な安全保障上の挑戦に直面している時での今回のフォーラム地域安全保障委員会会議のタイミングはきわめて重要であるとし、委員会に対し、地域的行動への具体的

小柏 地域・国家・エスニシティ

かつ決定的な勧告を提出するよう求めた。そしてさらに、予防外交の重要性をあげ、特に1980年のフォーラム年次会議において提起されたフォーラム合同軍設立提案を真剣かつ緊急に検討すべきであると述べた [Forum Secretariat 2000d]。

レヴィ・フォーラム事務局長も、フィジーとソロモン諸島の事件は、当該国のみならず、地域全体の懸念であると表明し、より強い政治的意志と、民主主義、よい統治、説明責任の原則と法の支配へのコミットメント以外には、たやすい回答は存在しないと述べ [Forum Secretariat 2000c]、フォーラムとして地域紛争に対処する心積もりを示した。

もはやフィジーおよびソロモン諸島のクーデターを国内紛争とみなす者ではなく、地域紛争に対するフォーラムの明確な対応を期待する雰囲気が強まる中で討議にふされたのが、クロコーム報告書であった。同報告書は、元々、フィジーおよびソロモン諸島のクーデター発生以前に執筆されたものであり、両事件に関する直接の言及はなかったが、その内容は、あたかも両事件を予測したようなものであった。

報告書では、地域にとって、外的な軍事的脅威は低下し、むしろ内的な脅威が次第に深刻になりつつあるとして、エスニックな違い、土地をめぐる争い、経済的不均衡、政府の問題解決能力に対する信頼の欠如、の4点が通常同時に存在し、地域紛争の主要要素となっているとされていた。報告書は、これらの要素が「微妙な」問題であるという理由から適切な注意を払われてこなかったことを指摘し、フォーラムに対し、すでに発生した問題に対する対処とともに、起こりつつある問題に対しても予防的な対処をとることを求めていた [Crocombe 2000]。問題がエスニックな違いのみならず、土地所有・使用権や経済格差も含んだ、より複雑な性質のものであるという報告書の指摘は、フィジーおよびソロモン諸島のクーデターにまさにあてはまるものであり、当該国の対処に任せるだけではなく、フォーラムとして地域的行動をとることが必要であることを会議出席者に改めてさまざまと痛感させたと言える。

会議は、クロコーム報告書の勧告どおり、フォーラムとしての対応をとることで一致し、政治危機に対応する際のフォーラム地域安全保障委員会にとっての将来の行動基盤として同報告書を用いることで合意した [Forum Secretariat 2000e]。そして、地域の平和と安全には、国家的、地域的両方のレベルにおける行動が必要と認め、10月にキリバスで開催されるフォーラム年次会議に提出すべく、フォーラムがとるべき地域的行動として、1) 危機発生時にフォーラム事務局長の役割を強化する措置の施行、2) 有識者の利用、3) 事実調査団の派遣、4) 第三者による仲

裁の実施、5) 高レベルのフォーラム地域安全保障委員会会議あるいは閣僚会議の適時開催、の諸点を勧告した [Forum Secretariat 2000i]。フォーラムの地域紛争への対応方針は、こうして従来の非介入から関与へと大きく舵をきったのである。

4.3 フォーラム経済閣僚会議

フォーラム地域安全保障委員会会議が行われてから約10日後、ニウェにおいてフォーラム経済閣僚会議が開催された。この会議は、地域の経済問題を討議する場であったが、フィジーおよびソロモン諸島のクーデターが経済問題の文脈でとりあげられ、フォーラムは閣僚レベルで初めて両事件についての正式な討議を行った。

会議では、両事件がフィジーおよびソロモン諸島両国に経済的悪影響を及ぼしていることについて懸念が示された。そして、フィジーにおける憲法の枠内での問題の早期解決、また、法と秩序の回復および経済再活性に向けたソロモン諸島政府の努力に対する支持が表明された。さらに、政治的・経済的安定を確保するために、各国における経済改革のプロセス、社会・経済的不均衡を最小化するための政策提言の全面的な経済的・社会的影響に対する評価、よい統治の前進的履行などの措置を促進していくことで合意に達した [Forum Secretariat 2000f]。

フィジーおよびソロモン諸島のクーデターがフォーラム経済閣僚会議で討議されたことは、いみじくもフォーラムが紛争を単なる一国内のエスニックな対立に帰するものではなく、地域全体の経済といった他分野にも波及する複合的性質のものとしてとらえるようになったことを改めて示したと言えるであろう。国内紛争から地域紛争へとフォーラムの紛争に対する認識が変化し、さらにそこから地域紛争に対してフォーラムが関与を試みていくこうとする流れは、ますます強いものになっていったのである。

4.4 フォーラム外相会議

フォーラム経済閣僚会議について行われたのは、さらにその約2週間後にサモアで開催されたフォーラム外相会議であった。

いうまでもなくフィジーおよびソロモン諸島のクーデターが最大の議題となったこの会議に先立ち、レヴィ・フォーラム事務局長は、両事件を他のフォーラム諸国にとっての挑戦と表現し、地域的アプローチを模索していくことを明らかにした [Forum Secretariat 2000g]。あわせて、フォーラム事務局は、フィジーおよびソロモン諸島のクーデターの経済的影響に関する報告を発表した。それによれば、両

小柏 地域・国家・エスニシティ

事件の経済的影響については、1)直ちに危機を解決した場合、2)危機は当面続くが、制裁は現状以上に強化されない場合、3)危機が続き、経済制裁が全面実施される場合、の3つのシナリオが考えられ、いずれの場合にも損失は数億ドルにのぼり、経済が回復するには短い場合でも数年はかかると予測されていた。特にフィジー経済については、近隣小島嶼諸国にとっての貿易相手や海上輸送経由地として重要な役割を担っていることが指摘され、両事件の影響は、太平洋島嶼地域全体にわたるとされた。そして、フィジーおよびソロモン諸島両国における正常化の早期回復は、フォーラム島嶼14カ国の関心事であると明言されていた [*Ibid.*]。フォーラム外相会議は、地域としてとるべき具体的な行動内容を決定し、10月のフォーラム年次会議に対し提案を行う重要な場として位置づけられていたのである。

フィジーおよびソロモン諸島代表による状況説明もまじえ、先に行われたフォーラム地域安全保障委員会会議、およびフォーラム経済閣僚会議における結果を踏まえて、紛争原因の分析について討議を行ったフォーラム外相会議は、地域的行動をとることの必要性を確認した [Forum Secretariat 2000h]。その上で、フォーラム地域安全保障委員会会議によってすでに提出された勧告を参考に、フォーラム外相会議は、1)法の下での個人の自由と平等、2)民主的プロセスと制度の遵守、3)公正な経済的・社会的・文化的発展、の3点をアイトゥタキ宣言をさらに強化するための指導原理として新たに定め、1)状況に関する加盟国の見解を代表した声明の発表、2)閣僚行動グループの設置、3)事実調査団あるいは類似の使節団の派遣、4)有識者会議の開催、5)第三者による仲裁の実施、6)解決を支援する適切な組織あるいは制度への支持、7)目標を定めた制裁の採用、の諸点を、将来、危機解決の援助をする際の行動手順として採択することで合意した。さらに、これらの指導原理と行動手順をフォーラム年次会議において提起する準備のために、フォーラム事務局員を中心とした作業グループを設置することでも合意に達した [Forum Secretariat 2000j]。フォーラムの地域紛争に対する関与の骨格は、この段階で、ほぼ固まったと言うことができるであろう。

4.5 フォーラム年次会議

10月、キリバスにおいて、組織名称をこれまでの南太平洋フォーラムから太平洋島嶼フォーラムへと改めて初となるフォーラム年次会議が開催された。レヴィ・フォーラム事務局長は、首脳会議に先立つ関係官僚会議の開会演説において、新たな現実を反映した新名称とともに新世紀を開始したフォーラムが、地域の政治・安全

保障問題にますます卓越した役割を果たすよう定められるようになったと述べた [Forum Secretariat 2000k]。

フォーラムによる地域紛争への対応は、年次会議における最重要議題の一つとして取り上げられ、外相会議での合意事項に基づいて、ビケタワ宣言と呼ばれる地域の政治危機に対する対応措置が採択された。ビケタワ宣言は、大きく二つに分けられ、まず指導原理として、以下のように定められていた [Forum Secretariat 2000l]。

- 1) よい統治へのコミットメント
- 2) 法の下での個人の自由と平等
- 3) 民主的プロセスと制度の遵守
- 4) 公正な経済的・社会的・文化的発展
- 5) 先住民の権利、文化的価値、伝統、慣習の尊重と保護
- 6) 広義に定義される安全保障への脅威に対する加盟国の脆弱性と、そのような脅威に対処する加盟国間の協力に対する認識
- 7) 紛争原因を防ぎ、平和的手段によって紛争を削減、封じ込め、解決することの重要性への認識

このうち、2、3、4点目は、先のフォーラム外相会議において採択された指導原理であり、1点目と7点目、および6点目の加盟国間の協力は、アイトゥタキ宣言の中で指導原理としてうたわれていたものであった。新たに付け加えられたのは、5点目であったが、これは、ビケタワ宣言の前文の中にもりこまれた「他の加盟国の国内問題への非干渉の原則を尊重しながらも」加盟国は介入への指導原理と行動手順に携わる、という表現と同じく、エスニックな対立に起因する問題に地域が介入することに対して完全には払拭しきれていないと思われる太平洋島嶼諸国の抵抗感、とりわけ、当面、俎上に上っていると思われるフィジーの抵抗感に配慮したものと考えることができるであろう¹⁸⁾。

次に、ビケタワ宣言は、フォーラム事務局長がフォーラム議長と協議の後に取るべき手順として、以下のものをあげていた [Ibid.]。

- 1) 状況を把握し、事態展開の重要性に関する判断を行い、フォーラム議長や他のフォーラム首脳とさらなる行動をとるための承認を確保するために協議を

18) 同じ文脈から、レヴィ・フォーラム事務局長も、フォーラムは島嶼の生活様式と伝統を反映した組織であり続け、その力はコンセンサスによる決定過程と加盟国の国内問題に対する非干渉原則に依る、と述べている [Forum Secretariat 2000j]。

行う

- 2) フォーラムが提供可能な支援に関して、当該国の当局と協議を行う
- 3) フォーラム加盟国外相に助言、協議を行い、協議に基づき、危機の解決を支援する以下の一つ、あるいはいくつかの行動を組み合わせて実施する
 - a) 状況に関する加盟国との見解を代表した声明の発表
 - b) 閣僚行動グループの創設
 - c) 事実調査団あるいは類似の使節団の派遣
 - d) 有識者会議の開催
 - e) 第三者による仲裁
 - f) 解決を支援する適切な組織あるいは制度に対する支持
 - g) フォーラム地域安全保障委員会の高レベル特別会議、あるいはフォーラム閣僚による特別会議の開催
- 4) 上記3) の行動をとっても危機が続く場合は、必要とあれば目標を定めた対策を含む他のオプションを検討するためにフォーラム首脳による特別会議を開催する

ここで注目されるのは、フォーラムのとる具体的な行動について述べた3点目の中に、フォーラム外相会議では採択されていた、目標を定めた制裁の採用が含まれていなかつた点である。オーストラリアのハワード（John Howard）首相とニュージーランドのクラーク（Helen Clark）首相は、ビケタワ宣言の中に明確に制裁の採用をうたうことを主張し、武力クーデターによってチョードリー政権が追放され、選挙も実施されないままガラセ政権の成立へと移行したフィジーに対して制裁を発動しようと図った。しかし、太平洋島嶼諸国は、これに異を唱え、4点目の中で、最終的手段の一つとして、制裁を含蓄する「目標を定めた対策」をあげることで決着したのだった [IB 2000c: 18-20]。太平洋島嶼諸国は、地域紛争に対してフォーラムが明確な対応をとることを望んだが、直ちに制裁措置をフィジーに適用することには反対であり、あくまでもフォーラムによる将来的な紛争への対応としてビケタワ宣言を位置づけたのである。

ビケタワ宣言は、クラーク首相にとっては「柔軟すぎる」ものであり、フィジーのガラセ首相にとっては「フィジーの主張する立場がおおむね反映された」ものとうつり、フォーラム議長を務めたキリバスのティト（Teburoro Tito）大統領からは「画期的できごと」という評価を受けた [Ibid: 20; Fiji Government 2000]。評価がどのようなものであれ、ビケタワ宣言がフォーラムによる地域紛争への介入に

道を開いたことは紛れもない事実であった。

5 むすびとして

ビケタワ宣言の採択によって、フォーラムは、今後、地域紛争に対し介入を行う姿勢をとることを明確にした。こうしたフォーラムの地域紛争への対応の変化は、フォーラム自身のそれまでの「外圧対応型地域協力」という基本的性格が変わったことを意味するのであろうか？2000年に発生したフィジーおよびソロモン諸島のクーデターは、エスニックな対立に起因する問題を、当該国のみに関係する「国内紛争」ではなく、地域全体に影響する「地域紛争」としてとらえる認識をもたらした。フォーラムは、こうした地域内の「内圧」の高まりを前にして、ビケタワ宣言の採択という地域的対応をとらざるをえなくなったと言えよう。しかし、上記のように、紛争を「地域紛争」として認識するようになったのには、経済的要因が強く作用していたことにも留意する必要があろう。

ヴァヌアツ独立紛争や第1回目、第2回目のクーデターがフィジーで起きた1980年代と比べると、地域の経済的相互依存度は進展した¹⁹⁾。こうしたことから、再三、表明されたように、フィジーおよびソロモン諸島においてクーデターが発生すると、両国を輸送経由港としたり、貿易相手としていた他の太平洋島嶼諸国も経済的影響を受け、それによって、紛争が「地域紛争」と認識されるにいたったのである。

その一方で、いま一つの経済的要因として、フォーラムがグローバルな貿易自由化の流れに直面し、地域の貿易自由化を推進していたことも見逃せない。

グローバルな貿易自由化の流れが加速する中で、従来、特恵関税などの恩恵を受けてきた太平洋島嶼諸国は、大きな試練に立たされることになった。とりわけ、太平洋島嶼諸国が加わるACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国とEUとの間に結ばれていたロメ協定（Lomé Convention）は、2000年に失効することになっており、その後継協定の交渉が1996年から開始されていたが、それまでの貿易優遇措置が存

19) たとえば、メラネシア・スピアヘッド・グループは自由貿易協定を締結、フィジーは自国产の砂糖を協定利潤つき生産費基準で輸出する地域長期砂糖協定（Regional Long Term Sugar Agreement）をキリバス、ソロモン諸島、トンガ、ツヴァル、サモアとの間で結んだ。

20) 当面、ロメ協定を存続させる後継協定として、コトヌ協定が（Cotonou Agreement）が2000年7月に締結された。この協定は、本来、同年5月にフィジーのスヴァにおいて調印される予定だったが、クーデター勃発のため、場所をアフリカのベナンの首都コトヌに移して調印された。

小柏 地域・国家・エスニシティ

続されるかどうかは予断を許さない状況であった²⁰⁾。

フォーラムは、こうした貿易自由化の流れに対して、1997年のフォーラム経済閣僚会議において、地域の貿易自由化を進めることで合意し、同年のフォーラム年次会議において太平洋島嶼諸国間の自由貿易地帯の設置をうたった [Forum Secretariat 1997]。さらに1999年のフォーラム通商閣僚会議では、太平洋地域貿易協定 (Pacific Regional Trade Agreement) の草案が採択され、2000年半ばからは協定締結に向けての交渉が開始されていた²¹⁾。フォーラムによる貿易自由化の推進は、この地域が一つの共通市場を形成していくことを指し示すものであり、そうした中でのフィジーやソロモン諸島のクーデターのような政治危機は、地域が不安定要素を抱え、貿易、投資の市場としては不適切であるという印象を域外に与える、地域全体に影響を及ぼす問題として受け止められたのである。

ピケタワ宣言の採択は、国家の責任において処理すべきであるとみなしてきたエスニックな紛争に地域協力組織であるフォーラムが介入していくという大きな変化をもたらした。しかし、フォーラムの基本的性格は、「内圧対応型地域協力」への転換を見せながらも、グローバルな貿易自由化という「外圧」を前に、地域の政治的・経済的安定を乱す地域紛争に介入する方針を定めたという点において、依然、「外圧対応型地域協力」としての色彩も色濃く残していたと言えるのである。

参考文献

Alley, Rod

1997 Fiji at the Crossroads? After the Constitutional Review Commission, *The Round Table* 342: 245-256.

Crocombe, Ron

2000 Enhancing Pacific Security: A Report Prepared for the Pacific Islands Forum Secretariat for Presentation at the Forum Regional Security Committee Meeting.
<http://www.forumsec.org.fj/docs/Crocombe%20Report.htm> (2001年11月27日)

Fiji Government

2000 Press Releases: Prime Minister Qarase Wins Forum. (Oct. 31)
<http://www.fiji.gov.fj/press/2000-10/2000-10-31-01.shtml> (2002年4月30日)

Fiji Sun

1987 (May 15)

21) ピケタワ宣言が採択されたのと同じ2000年のフォーラム年次会議において、フォーラムは、太平洋経済緊密化協定 (Pacific Agreement on Closer Economic Cooperation) および太平洋島嶼諸国貿易協定 (Pacific Island Countries Trade Agreement) の二つの自由貿易協定を結ぶことを決定した。前者は、オーストラリア、ニュージーランドを含むフォーラム諸国全体にわたるもの、後者は太平洋島嶼諸国のみを対象にしたものであった。前者は、2002年10月に、後者は2003年4月に発効した。

- Forum Secretariat
- 1997 Twenty-Eighth South Pacific Forum: Forum Communiqué.
 - 2000a Press Statement 2600: Forum Chair on Fiji Crisis.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/may04.htm> (2000年5月30日)
 - 2000b Press Statement 2800: Forum Secretary Urges Caution on Fiji Situation.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/may05.htm> (2002年1月31日)
 - 2000c Press Statement 3300: Forum Regional Security Committee Meeting.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/jul04.htm> (2000年7月21日)
 - 2000d Forum Regional Security Committee Meeting, Opening Statement by the Vanuatu Prime Minister Hon. Mautamate Barak T. Sope.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/jul06.htm> (2000年7月21日)
 - 2000e Press Statement 3400: Regional Security Committee Outcomes.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/jul07.htm> (2000年7月21日)
 - 2000f Press Statement 3600: Fourth Forum Economic Ministers Meeting.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/jul09.htm> (2000年9月1日)
 - 2000g Press Statement 3700: Forum Foreign Ministers Meet on Crises.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/Aug01.htm> (2000年9月1日)
 - 2000h Press Statement 3900: Forum Foreign Ministers Meeting.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/Aug04.htm> (2000年9月1日)
 - 2000i Statement Presented by Mr W. Noel Levi, CBE, Secretary General South Pacific Forum Secretariat at the Australian South Pacific Conference: the South Pacific Zone of Peace or Sea of Troubles? On "Regional Strategies."
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/Aug05.htm> (2000年9月1日)
 - 2000j Press Statement 4600: Presentation by Mr W. Noel Levi, CBE, Secretary General, Forum Secretariat, "The Role of the South Pacific Forum in Light of the Current Crises in Fiji and the Pacific."
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/sep03.htm> (2000年10月4日)
 - 2000k Press Statement 5000: Forum Officials Committee Meeting.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/oct04.htm> (2000年10月25日)
 - 2000l Press Statement 5200: "Biketawa" Declaration.
<http://www.forumsec.org.fj/news/2000/oct06.htm> (2000年11月1日)
- Fry, Greg
- 2000 Political Legitimacy and the Post-colonial State in the Pacific: Reflections on Some Common Threads in the Fiji and Solomon Islands Coups. *Pacifica Review* 12 (3) : 295-304.
- 外務省
- 2000 「フィジー情勢及びソロモン情勢に関する森総理の総括メッセージ」(6月8日)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s-mori/arc-00/kaidan00/solom.html>
 (2002年10月1日)
- Howard, Michael C.
- 1991 *Fiji: Race and Politics in an Island State*. Vancouver: UBC Press.
- Islands Business
- 1987a Pacific Loses Its Jewel : Way of the Gun as Rabukis Strikes (June)
 - 1987b 14 Look for a Fiji Way Out : Elders DeRoburt, Rex could be Answer (June)
 - 1999 Behind the Ethnic Tension and Trouble over Honiara : Malaitans Dominante Jobs, Business, Industry (February).
 - 2000a What the Speight Takeover Means (June).
 - 2000b Fiji's Rocky Road Ahead : Interim Cabinet, but There's Still Uncertainty (July).
 - 2000c The Tensions of Tarawa: A Milestone Agreement, But Look Who's Not Talking to Who (November/December)
- Lal, Brij V.
- 1992 *Broken Waves: A History of the Fiji Islands in the Twentieth Century*. Honolulu: University of Hawaii Press.

小柏 地域・国家・エスニシティ

MacQueen, Norman

- 1988 Beyond Tok Win: The Papua New Guinea Intervention in Vanuatu, *Pacific Affairs* 61 (2): 235-252.

小柏葉子

- 1988 「仮核実験抗議と南太平洋フォーラムの成立」『津田塾大学国際関係学研究』14: 11-21。
1992 「形成期 S P F の性格と機能」『広島平和科学』15: 53-73。
1993 「島嶼国フィジーにおける国民統合——「先住民」「移民」と階層分化」百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂, 193-212。
2002 「ソロモン諸島における民族紛争解決過程——調停活動とその意味」『広島平和科学』24: 177-195。

Pacific Islands Monthly

- 1980 Forum Backs Hebrides Government (August).
1987 Fiji Puts Pressure on Forum (July).
2000a Poker Face: Who Dares Wins in Fiji's Political Gamble (June).
2000b Chronology of Events in Fiji Crisis (June).
2000c Uprising in Solomons (June).

Papua New Guinea Ministry of Foreign Affairs and Trade

- 1982 *Papua New Guinea Foreign Affairs Review* (April).

Van Trease, Howard

- 1995 Colonial Origins of Vanuatu Politics. In Howard Van Trease, ed., *Melanesian Politics: Stael Blong Vanuatu*, Christchurch and Suva: Macmillan Brown Centre for Pacific Studies, University of Canterbury and Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, pp.3-58.